

ごみの不法投棄や野外焼却は、しない・させない！ 家庭のごみは燃やしてはいけません！

～ あなたはまだ、ごみを燃やしていませんか!? ～

今年も残りあとわずかとなり、各家庭では、大掃除をされる時期となりました。

ごみは、各家庭で燃やして処理してはいけません。

庄原市内では、未だに、ごみの野焼きの通報があります。

なぜ、ごみを燃やしてはいけないの??

- 火災の危険性があります。
- 近所の方に、煙やスス、において迷惑をかけます。
- 低温で燃やすと、ダイオキシン類などの猛毒の有害物質が発生します。
(ダイオキシン類は、人工物質としては最も強い毒性をもつ物質です。)

廃棄物処理法が平成13年4月に改正され、たき火などの一部の例外を除いて、ごみを家庭で燃やすこと（野焼き）は禁止されました。

平成14年12月からは、バーナーや温度計が付き、摂氏800度以上で燃やすことなど、一定の構造基準（裏面参照）を満たしていない焼却炉は、使用が禁止されています。



ドラム缶



ブロック積み



プラスチック類の焼却

地球温暖化防止のため、家庭から出たごみは、できるだけ分別し、燃えるごみの減量化、再資源化へのご協力をお願いいたします。

ごみの不法投棄や野外焼却は、廃棄物処理法に違反し、懲役5年以下又は1000万円（個人の場合）以下の罰金又はその併科に処せられます。

野焼き禁止の例外(農業を営むためや、暖を取るためのたき火など)

- ① たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの
(例:落ち葉たき・たき火(直径 50 cm程度)、キャンプファイヤーなどが該当し、
日々の生活により排出されるごみは、軽微なものとは認められません。)
- ② 農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとして行なわれるもの
(例:あぜ草や下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却など)
- ③ 風俗習慣上、又は宗教上の行事を行なうもの(例:とんど、しめ縄の焼却など)
- ④ 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの(例:火災予防訓練など)
- ⑤ 国等公共団体が、その施設の管理を行なうために必要なもの
(例:河川敷の草焼きなど)

※ 例外とされた行為であっても、むやみに燃やして良いということではありません。焼却する地域や気象条件、時間帯などによっては、大量に発生する煙やにおいが周辺住民の皆さんからの迷惑につながります。このような場合は、たとえ例外が認められた行為であったとしても、焼却の中止を求めるとともに、焼却量や時間帯、気象条件などを考慮した焼却を行なうよう、訪問して改善指導をします。

例外となっているものについても、焼却以外に適切な方法がとれる場合は、安易に燃やさず、できるだけ生活環境を第一に考えましょう。

家庭や事業所で使用できる、ごみ焼却炉の構造基準

- 1 ごみを燃焼室で摂氏800度以上の状態で燃やすことができること。
- 2 外気と遮断された状態で、ごみを定量ずつ燃焼室に投入できること。
- 3 燃焼室の温度を測定するための装置(温度計)があること。
- 4 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置(バーナーなど)があること。
- 5 焼却に必要な量の空気の通風が行なわれるものであること。

1から5までの条件全てを満たしていない場合は、その焼却炉は使用できません。

ごみの野焼きを見つけたら、すぐに次の連絡先へご連絡ください。

庄原市役所	環境衛生課	0824 - 72 - 1398	(土日、祝・休日 73 - 1111)
西城支所	環境建設室	0824 - 82 - 2182	(土日、祝・休日 82 - 2121)
東城支所	環境建設室	08477 - 2 - 5141	(土日、祝・休日 2 - 5111)
口和支所	環境建設室	0824 - 87 - 2113	(土日、祝・休日 87 - 2111)
高野支所	環境建設室	0824 - 86 - 2113	(土日、祝・休日 86 - 2111)
比和支所	環境建設室	0824 - 85 - 3003	(土日、祝・休日 85 - 2111)
総領支所	環境建設室	0824 - 88 - 3065	(土日、祝・休日 88 - 2111)

庄原警察署 0824-72-0110